

様式第二中「請求に応じてのみ開示される」を「環境大臣及び経済産業大臣により公にされる」に改め、「事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る」を削る。
 様式第三を次のように改める。
 様式第3 型別
 (地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部改正)

第二条 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令(平成二十年
内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
 令第一号)の一部を次のように改正する。

本則の表財務大臣の権限の項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)」を「市町村」に改め、同表厚生労働大臣の権限の項から防衛大臣の権限の項までの規定中「指定都市等」を「市町村」に改める。

附則
 (施行期日)

第一条 この命令は、令和四年四月一日から施行する。
 (経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定は、令和四年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用する。

第三条 この命令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府、総務省、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、
 経済産業省、国土交通省、令第一号
 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
 令和四年三月三十一日

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
<p>第三条 (信託の受益者から除かれる者に係る契約) 令第五条に規定する主務省令で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。 〔一〕七 略</p>	<p>第三条 (信託の受益者から除かれる者に係る契約) 令第五条に規定する主務省令で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。 〔一〕七 略</p>	<p>第三条 (信託の受益者から除かれる者に係る契約) 同上 〔一〕七 同上</p>
<p>八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(第十八条第二号において「存続厚生年金基金」という。)が締結する平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定に</p>	<p>八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(第十八条第二号において「存続厚生年金基金」という。)が締結する平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定に</p>	<p>八 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(第十八条第二号において「存続厚生年金基金」という。)が締結する平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定に</p>

- 内閣総理大臣 岸田 文雄
- 総務大臣 金子 恭之
- 法務大臣 古川 禎久
- 財務大臣 鈴木 俊一
- 厚生労働大臣 後藤 茂之
- 農林水産大臣 金子原二郎
- 経済産業大臣 萩生田光一
- 国土交通大臣 齊藤 鉄夫